

2023(令和5)年度事業計画

さくら千手園

本施設は6月で満37年を迎えます。この間、ノーマライゼーションの理念に基づき人間としての尊厳や人権を守るとともに、個々の意思決定を支えていくことに重点をおきながら、日々の暮らしやライフステージを大切に、支援活動を続け、生きがいを実感できる環境づくりに努めてまいりました。また、在宅障害児・者の支援活動としての各種事業も継続して展開しています。これからも地域の障害児・者の方々がより一層利用しやすい障害福祉サービスづくりに努めていくと共に、地域生活支援拠点事業所として更なる地域貢献のあり方について検討してまいります。

本年度は、以下の課題解決に向け、全職員が一丸となり事業を推進してまいります。

***第一の課題は、生活支援員等の人材確保・定着・育成です。**

支援員の職員配置を2：1が維持できるように努めます。職員の定着を図るため風通しの良い職場環境の構築と「チャレンジ」する姿勢を推奨し、個々のスキルアップとチーム内の連携強化に努めます。育成については、OJT担当職員を中心に内部・外部の研修や支援の実践を通じて計画的に育成していきます。

***第二の課題は、感染症予防対策の推進です。**

新型コロナウイルスや季節性のインフルエンザに関しては、希望する利用者および職員に対して積極的なワクチン接種を行い、出来る限りの予防策を講じていきます。また、感染症対策マニュアルに従い、施設全体として感染症予防意識の向上を図っていきます。あわせて、感染症が発生した場合に備え、備品等を整備し、利用者・職員の安全確保に努めていきます。なお、新型コロナウイルスに関しては、5月8日に法律上の位置づけが2類から5類に引き下げられることに伴い、BCP計画の見直しおよび修正も行います。

***第三の課題は、障害者の虐待防止の更なる推進です。**

虐待防止マネージャーを中心に虐待防止や身体拘束等の適正化の更なる推進に努めます。虐待防止チェックリストや業務の振り返りチェックリストを実施し、自己の行動を振り返ると共に、ストレスチェックにて心の健康状態も確認しながら全体として取り組むべき課題を精査し、利用者の方々が安心して生活できるよう努めます。

***第四の課題は、利用者個々に適した食事支援の向上です。**

昨年度に引き続き、外部講師による研修を通じて嚥下リハビリテーションに関する知識を高め、利用者の方々が視覚的に楽しく安全な食事ができるよう施設全体として取り組んでいきます。また、昨年度実施できなかった厨房機器の入替を実施し、ハード面の整備も行います。

***第五の課題は、情報の共有手段を更に充実させることです。**

パソコン等を最大限に活用した情報の集約、各種会議のペーパーレス化等を進めてきましたが、未だ有効に機能しているとまでは言えません。情報収集等に関する全職員の意識を高め、更なる組織のガバナンス強化を図っていきます。

***第六の課題は、各種事業の通常化です。**

新型コロナウイルス感染症により、短期入所事業や日中一時支援事業の受け入れを制限する状況もありましたが、5月に法律上の位置づけが5類に引き下げられることを踏まえ、

通常の受け入れ体制に戻します。

***第七の課題は、高騰する電気料金や物価への対策です。**

世界情勢により、電気料金や燃料費・食材料費などが高騰しています。利用者の生活に大きな支障が出ない範囲で節約に努め、安定した運営維持に努めます。

***第八の課題は、2024年度の障害福祉サービス等報酬改定を見据えた準備です。**

2024年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けた情報を収集し、各種加算および減算の算定構造を理解し、給付費等の請求業務を含め、コンプライアンスを強化していきます。

木の宮学園

本年度は第7期5ヵ年計画の2年目として以下の具体的な課題に取り組んでいく。

- ① 新型コロナウイルス感染対策については、法人の感染症対策 BCP（事業継続計画）を基幹計画とし、事業所の感染症対策 BCP を実施計画として位置づけ、国や自治体からの通知等に従い、的確な情報を集約して引き続き、感染予防対策の徹底を図っていく。
- ② 障害者虐待防止法並びに障害者差別解消法を遵守し、虐待を許さない権利擁護意識の向上及び利用者への意思決定支援の更なる充実を図っていく。具体的には障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援のガイドラインを参考にするとともに、千手会虐待防止マニュアル及び千手会虐待防止委員会要綱に基づき、法人の虐待防止委員会（身体拘束の適正化含む）並びに事業所に設置される事業所部会において、具体的な活動内容等の充実を図っていく。
- ③ 法人内施設・事業所間並びに各施設・事業所組織のガバナンスを強化し、個人のスキルアップとチームでの支援力の向上を図るとともにライフステージに沿ったサービスの提供及び拡充を目指し、体験専用部屋を設けたグループホームの新規設置を含め、地域生活支援拠点事業等の新たな施策への貢献を意識して、親なき後の支援体制について、行政や関係機関も含めた協議を継続していく。また、介護保険制度との融合等も含め、「共生型サービス」を研究しながら、より地域での有効的なサービス提供を模索していく。
- ④ 労働安全衛生法における、入所施設で導入されたストレスチェックや産業医との面接等を参考にして、入所施設の衛生管理者と当事業所の衛生推進者の連携を強化していく。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（略：働き方改革関連法）を遵守しながら、働きやすい環境づくりを目指し、人材の定着につなげていく。
- ⑤ 災害対策基本法による福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂に従い、佐倉市との協定書及び事業所の災害時対応マニュアルを継続的に見直していく。また、水害等に備えた警戒避難体制の確保につき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に従い、現行の災害対策マニュアルの見直しを図っていく。併せて、大規模な自然災害等においても、早期に事業が復旧できるよう災害対策 BCP（事業継続計画）を策定し、地域防災計画やハザードマップを活用しながら情報を収集していく。
- ⑥ 地域での包括的な支援体制を目指し、事業所としての地域貢献のあり方の検討・協議を継続すると共に地域の他法人運営グループホームとの連携を強化していく。

第1は、利用者の高齢化・重度化対策は急務かつ最も重要な課題となっている。第5期佐倉市障害福祉計画には、「【地域生活支援拠点等の整備】については、国の基本指針に即し、佐倉市にある社会資源を有効に活用し、2拠点+面的整備を図り、地域生活に対する不安を軽減し、安心して地域生活に移行できるようグループホームの整備・促進を図る中

で体験部屋を設け、その活用を進めると同時に相談支援体制の拡充を図る】と明記されている。これを具体化できるように法人内で協議しながら、取組みの方向性を示していく。

山 桜

生活全般では、個別支援計画に基づき、適切な支援を行い、利用者全員がのびのびと自分らしく生活出来るよう支援を行います。共同生活を営むうえで、グループホーム内の生活のルールなどは利用者自身で決め、和やかに過ごせるように支援します。

健康管理では、常備薬のある方への支援は確実にを行うとともに、投薬の重要性への理解を求め、正しく服用できるように支援します。体調不良のある方は早期通院、治療を行い、また慢性疾患のある方は定期通院を支援します。バックアップ施設の看護師と連携を図りながら対応します。各種検診については、定期健康診断（問診、採尿、採血、胸部X線撮影）、歯科検診の他、希望によりインフルエンザ予防接種、新型コロナウイルスのワクチン接種を行います。健康面の把握については、毎朝の検温・血圧測定、月に一度の体重測定の他、本人の訴え、喫食、運動等の状況から判断し、看護師、嘱託医師、協力医師と相談しながら、日々の健康状態を把握します。

食事については、家庭的で楽しみながら食事ができるように支援します。今後の利用者の高齢化及び健康維持のために、カロリー計算のされた宅食サービス（ユナイテッド千葉）の食材を利用します。なお、調理については世話人が行いますが、調理行程や盛り付けを一緒に行い、生活に必要なスキルが身に付くよう支援します。

身辺整理では、各自の居室の清掃、衣類整理など自分自身で掃除や整理を行なう意識が持てるよう支援します。

金銭管理については各自小遣いを所持し、買い物等に行くことにより金銭感覚を養えるよう支援します。必要に応じて残高の確認、使い方の支援、小遣い帳の記入方法などの支援も行います。

入浴については、皮膚病の確認を含め適時生活支援員が状況の把握を行い、必要に応じて浴室内に入り適切な支援を行います。

余暇支援については、土・日・祝日を利用して生活支援員とともに、利用者のニーズに応じて実施します。できるだけ個別の要望にも応じ、自分らしく生活出来るよう支援します。その他、地域の社会資源を活用し、より自立した地域生活が送れるよう支援します。

安全防火管理では、日中活動への参加時や買い物などの際、交通ルールをきちんと守り安全に移動が行えるよう支援します。また、法人行事である総合防災訓練や、「山桜」独自の避難訓練を実施することで、消火器の取り扱い・災害時の避難場所や経路・連絡手段等の確認を行うとともに、防災意識の向上に努めていきます。7月と1月に消防設備点検を業者に依頼し、消防設備の維持・管理を徹底します。

苦情解決については、苦情受付担当者を中心に日頃から相談・要望を聞き、問題の解決に努めていきます。苦情などが寄せられた際には第三者委員に報告をして、適切な対応を迅速に行えるよう努めていきます。

地域生活支援センターレインボー

本年度も新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、できる限りの来所相談や訪問相談等を実施し、引き続き、佐倉市からの委託事業として①障害者相談支援事業（基幹型）、②

精神障害者相談支援事業、③療育支援コーディネーター配置事業の3事業に加え、千葉県からの委託事業として④障害児等療育支援事業を展開するとともに一般相談（地域移行・定着支援）、特定相談、障害児相談支援の指定事業所として、計画相談支援を実施し、主任相談支援専門員を配置して以下の目的を推進するために基幹相談支援センターとしての役割を担っていく。

- 佐倉市障害者相談支援事業は、基幹型委託相談事業所として地域の障害者等（知的、身体、難病、障害児・者等）の福祉に関する様々な課題につき、当事者やその家族また介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。また地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市内の相談支援事業所の連携強化、社会資源の開発及び改善、障害者権利擁護等を推進していく。
- 佐倉市精神障害者相談支援事業は、地域の精神障害者等の福祉に関する諸課題に対し、当事者やその家族、介護を行う者、支援を行う関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。また地域において精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築、社会資源の開発及び改善、関係機関の連携強化等を推進していく。
- 佐倉市療育支援コーディネーター配置事業は、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育関連機関の連携を調整し、療育支援の推進していく。
- 千葉県障害児等療育支援事業は、外来・訪問・施設指導支援等を展開する他、佐倉市に不足している就学期における『療育支援』を充実するために言語聴覚士等の嘱託専門員を雇用して「ことばの教室」を開催していく。
- 佐倉市障害者総合支援協議会 療育支援・教育部会（特別支援教育連携協議会）の部会長として、幼、保育園・小、中、高等学校・特別支援学校・放課後等デイサービス事業所等との連携を推進していくと共に佐倉市内の放課後等デイサービス事業所との機能強化・連携体制の構築を図るための連絡協議会や医療的ケアを必要とする方々への支援を協議する場を設けていく。
- 佐倉市より障害支援区分認定調査員及び認定審査会委員の委嘱を受け、地域で安心した暮らしができるように一人一人にあったマネジメントに心がけ、必要に応じてサービス利用計画を作成する。
- 佐倉市地域生活支援事業の集団型移動支援事業を展開し、登録していただいている利用者の社会参加型のイベントとして活用していく。
- 佐倉市総合支援協議会の療育支援・教育部会、啓発・権利擁護部会、精神部会の運営に関わり、官民共同による運営委員会を定期的で開催するとともに、関係機関との連携を深めるため、市内の関係機関の全体連絡会を年2回、開催していく。
- 経年劣化や地震等の影響で破れた玄関ホール等の壁紙の張替え工事を行う。

南部よもぎの園指定管理者社会福祉法人千手会

指定管理者第4期2年目がスタートします。地域の障害を持つ方々のために、より一層努力し、就労支援を行っていきます。

今年度も福祉的活動と就労支援の二つの柱で活動します。

福祉的活動では、音楽教室・折り紙教室の開催、各種スポーツ大会等への参加を目指し活動します。利用者が仕事だけでは得られない喜びを見いだせるように、またより充実した生

活を送れるように支援します。また日帰りバス旅行や新年会等、外出する機会を設け、日々の仕事の活力とします。

就労支援としては外注作業を中心に実施します。現在3か所の企業より、ペンの組み立て・バルブの組み立て・ヘッドフォンのクリーニング等の仕事を行っています。安定して仕事を頂けるようになりましたので、作業の効率化を図り、より多くの収益を上げられるように努力していきます。外注作業の他に手工芸品の制作販売も継続して実施し、地域の販売会等に参加します。草刈りや洗車などの事業所外の仕事も一般就労を念頭に置いて支援します。

防火・安全管理については当事業所のみならず、南部保健センター全体で考え、複合施設の長所・短所を理解して実施します。地域の障害者にとって有事の際の助けとなるよう準備します。

地域のイベント等への参加やボランティア・実習生の受け入れ等、地域との繋がりをはかる活動に、継続して力を入れていきます。

今年度1年をかけて、多機能化に向けての準備を行います。現在、在籍されている利用者からのニーズを把握し、地域の資源として何が求められているのか調査を行い、地域の障害を持つ方々の支援を充実させるための検討を進めていきます。

事業は順調に実績を上げており、概ね昨年度事業を踏襲してまいります。

佐倉市さくらんぼ園指定管理者社会福祉法人干手会

佐倉市さくらんぼ園は、今年度より令和10年度まで、第4期目の指定管理を受託し、スタートします。これまで同様、地域の子も達がより良く成長できる支援を継続していきたいと考えています。

「児童発達支援センター」は親子通園を基本として事業を行っています。乳幼児期の親子関係は子どもの成長にとって非常に重要なものです。障害の有無に関わらず子どもが子どもらしく成長していけるように、家族も含めた支援を行います。年齢に応じた療育の他、子ども一人一人の成長に合わせて、集団および個別的な療育を検討し実施します。在籍児のほぼ100%が幼稚園・保育園・他事業所を併用します。子どもは子ども同士の中で多くの事を学びます。この部分については幼稚園・保育園にお願いし、集団では取りこぼれてしまう部分について、センターで補うようにし、お互いに連携を取りながら、子どもが地域で育つ支援を実施していきます。

「放課後等デイサービス」は放課後または学校休業日に療育を行います。小学校低学年は水中療育を行います。理学療法・言語療法は継続して実施します。学校への行き渋りが見られる等、支援が必要なケースがあった場合は学習指導を実施し、学校へ行けるように支援を行います。今後も楽しく学校生活を送れるようにサポートします。

「保育所等訪問支援」はすべての子どもが地域で暮らせるように支援を行うことを目的としています。幼稚園・保育園・学校と連携を取り、地域で暮らすために必要な支援を行います。

「居宅訪問型児童発達支援事業」は重症心身障害等を理由に外出が困難な子どもに対して自宅へ訪問し療育を行います。子どもの体調を見ながら必要に応じて実施していきます。

「相談支援」はアセスメントに重点を置き、子どもと保護者にとって何が必要なのかを見極め、個々の要望に合わせたより質の高い相談支援を行うように心がけます。

独自事業の「地域生活支援事業」は、何らかの理由で家庭での生活が難しい状況に置かれ

た子どもが、再び安定した生活が出来るように、早朝・夜間も含めて一時的に預かります。緊急を要するケースが予想されますので、状況をしっかり把握し、子どもの身を守る手立てとして事業を実施します。現在、ナイトケアは実施しておりませんが、地域のニーズを把握しながら、今後検討を進めていきたいと考えています。

職員の資質向上のためにできるだけ研修に参加します。様々な研修に参加することで、専門知識を高めると同時に、人間性を高めることを目的とします。

防火・安全・安全運転管理については、有事の際の準備をより整えていきます。

また新型コロナウイルス等の感染予防を心掛け療育を実施していますが、今後も最大限の予防に努めながら、できる限り活動します。地域における児童発達支援センターの役割を果たす為、事業を推進してまいります。

さくら福寿苑

長い季節を重ねた感染症との闘いも、本年5月をもって見直しの年となります。

コロナ禍で変わったことを少しずつ戻しつつ、前に進んでいく年となります。それでも一般と同じように開放へ進めるには、多くの課題が残る状況は続いております。受診体制、入院受け入れ等が未だ出来ず、クラスターや死亡に至る状況は残ったままです。今後の状況を加味しながら、ご家族の思い、社会への参加、医療体制等を調整しつつ、施設の運営を少しずつでも前に進められるよう努めてまいります。

現在、利用している方の高齢化、重度化が進んでいます。老衰や癌などの疾病によるターミナルの方、食事が取れず胃腸ケア選択による退所のケースが増えてきております。又、新規施設の開設に伴い、入居希望の方が減っているのも現状です。そんな中で出来る限り長くご利用いただく為にも、医療と介護の見極めをし、ご利用者、ご家族の意向を確認しながら、運営をしていきたいと思っております。実際に昨年末より1名、ご家族の強いご意向等を取り入れ、ターミナルケアを行ってきました。少しずつですが、看取りへの体制づくりを進めていきます。その為には、嘱託医師、協力病院、看護師、管理栄養士、介護職員等多種職間の連携が何より重要となります。まずは、病院との連携により日中の嘱託医師への連絡などが取りやすくなる等医療面での対応を一部強化していきます。併せて、看取りに対する研修などを通じて、介護職員も理解を深め、最期の時を共に過ごすという思いを培っていき、体制を整えていければと思っております。

次に、日々の生活に少しでも彩りを付けられるよう、行事の充実をしていきたいと思っております。いかに一人一人の方に、楽しんで参加していただく事が出来るか、その日その時に笑顔を引き出せるように、行事そのものの検討をしていきます。

人員不足は否めないのですが、それによっておざなりにならぬよう、各課で協働しながら、作り上げていきたいと思っております。

最後に引き続きの課題として、慢性的な赤字があります。この規模の施設で、広域施設と同じ人員配置を求められている運営では限界がありますが、今期は勤務時間の変更、使用物品の見直し等の業務改善、職員1人の業務量の底上げ、稼働率等への意識付けを行いながら、ご利用者へのサービスの質を落とす事無く、出来る限りの努力を継続していきます。

ご利用者、ご家族、職員にとって、何年かぶりの心穏やかな一年になるよう取り組んでまいります。